

指定された州・地域への投資詳細（インド）

地域（州）	適用手続き	免税期間	条件
北東7州 (シッキム州を含む)	①法人税免税（1961年所得税法第80IE条） ②GST法において、地域別の免税規定はなし	①最初の評価年度から連続する10年間	法人税 ①2007年4月1日～2017年3月31日の期間に商業生産開始または設備拡張をした企業。なお、既に存在する事業の分割や再構築によって設立された会社や、以前使用されていた工場や機械を新しい事業に譲渡することによって設立された会社には適用されない。 ②設備拡張とは、設備拡張を行った事業年度初日における当該設備（工場および機械、各年度における減価償却前のもの）の簿価に対する25%以上の投資増加という意味である。 間接税 物品・サービス税法（Goods and Services Tax (GST)）は、仕入税額控除（ITC）移転に制限がない仕向地課税主義に基づく消費に対する課税であることから、GSTの導入に伴い、旧法における地域別の免税が廃止された。 しかし、政府は対象企業により支払われた中央物品・サービス税（CGST）及び統合物品・サービス税（IGST）の現金相当額を資金援助することを決定した。当該援助は、北東7州、ヒマーチャル・プラデシュ州、ウッタラカンド州の旧法における免税対象期間のうち、GST法導入後の残存期間についてのみ適用となる。産業政策促進局（Department of Industry Policy and Promotion (DIPP)）が、当該措置について 通達（日付2017年10月5日） を発行し、援助金額計算方法についても規定されている。資金援助金額の支払いに係る手続きは、 通達（Circular No. 1067/6/2018-CX dated 5 October 2018） に記載されている。